

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

大衡村長 萩原達雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域名：大衡

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	4	経営体
個人	45	経営体
集落営農（任意組織）	1	組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、農業をリタイヤ・経営転換する場合又は担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手への集積・集約化及び分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。